

双葉地方町村会

会 長	双葉町長	井戸川	克隆	殿
副会長	広野町長	山田	基星	殿
	檜葉町長	草野	孝	殿
	富岡町長	遠藤	勝也	殿
	川内村長	遠藤	雄幸	殿
	大熊町長	渡辺	利綱	殿
	浪江町長	馬場	有	殿
	葛尾村長	松本	允秀	殿

平成 24 年 4 月 22 日

復興大臣

平野 達男

「双葉地方としての主な課題」への回答について

3月10日に開催された「双葉地方町村、福島県と国との意見交換会」において、貴会からお示し頂いた「双葉地方としての主な課題」に関し、別添のとおり、現在の考え方を回答いたします。今後も、双葉郡8町村や福島県とも調整しながら、双葉郡全体の復興像を検討していきたいと考えております。

本件連絡先

復興庁企画官 藤田

03-5545-7348

復興庁参事官補佐 石川

03-5545-7315

1 双葉郡全体のランドデザインについて

(1) 国家的プロジェクトとしての双葉郡全体の復興像を示すこと。

【回答】

- 双葉8町村や県とも調整しながら、双葉郡全体の復興像を検討してまいります。その際には、長期に帰還困難な区域があるという状況も勘案しながら、ご要望を踏まえて対応していきたいと考えております。

(2) 双葉地方が要望する内容を包括的に組み入れること。

- ① 交通インフラの整備については単なる復旧に留まらず、高規格化を図る

【回答】

- 今後、自治体から具体的な要望があれば、対応の可否について検討致します。

② 除染・放射性廃棄物関連産業の集積

【回答】

- 中間貯蔵施設の設置に当たりましては、受入・分別施設、貯蔵施設、減容化施設、常時モニタリング施設、研究等施設、管理棟、情報公開センター、修景・緩衝緑地等を組み合わせて整備することを想定しています。

③ 放射線医療構築に向けた「放射線医療センター（仮称）」の設置
や国際的な研究機関等の設置

【回答】

- 福島県知事から、「放射線医学・最先端診断治療センターの設置」についてご要望をいただいております。
- 文部科学省では、知事からのご要望を踏まえ、福島県における「放射線医学・最先端診断に係る研究開発拠点」の整備に必要な費用を、平成23年度第3次補正予算において「福島県原子力災害等復興基金」への補助金として計上しております。（136億円）
- 国際原子力機関（IAEA）等の機能の誘致については福島県からもご要望をいただいているところであり、政府としては、これを真摯に受け止めて、実現に向け努力したいと考えています。
- 今回の原発事故を踏まえ、事故の経験と教訓を世界と共有することは我が国の責務であると考えており、同時に、原発事故に関わる種々の問題を解決するために内外の叡智を結集することは有意義と考えています。
- このような観点から、研究開発を含めた国際協力を推進すべく、IAEAの機能の福島県への誘致について、IAEAにも打診しつつ、鋭意検討を進めてきているところであり、何が可能か、関係府省とも緊密に連携しつつ、積極的に検討・調整を進めてまいります。

④ 新医療研究機関の創設、国立複合総合病院（がんセンター含む）
の設置

【回答】

- 新医療研究機関の創設については、③のとおりです。
- 「国立複合総合病院(がんセンター含む)の設置」については、国立として設置することも含め、その必要性が必ずしも明らかではないことから、地域の医療ニーズ等を含め、まずは地域の医療提供体制に責任を有する福島県ともよく相談していただく必要があると考えます。

⑤ 救急医療・救急救助用ヘリコプターの導入

【回答】

- ドクターヘリの導入については、都道府県の判断で、地域の医療需要を踏まえ計画的に配備を進めており、厚生労働省が、運行経費に対する補助を行っています。
福島県においては、平成20年1月に福島県立医科大学病院に1機目のドクターヘリが導入されているが、必要に応じて複数機の導入も可能となっています。
- 双葉郡において発生する救急・救助事象でヘリコプターが必要な活動については、福島県消防防災航空センターの消防防災航空隊（以下「福島県航空隊」という。）において、適切に対応されていると認識しています。
- 災害等の規模により福島県航空隊のみでは対応ができない場合、他の地方公共団体との協定や消防組織法に基づき、他の道県航空隊のヘリコプター及び政令市の消防本部が所有するヘリコプターによる応援活動の枠組みもあります。
- 今後とも関係機関と連携しながら必要な対策を支援してまいります。

⑥ 原子力に関する国や国際的研究機関の設置

【回答】

- 研究拠点については、3月に開催された政府・東京電力中長期対策会議「第4回研究開発推進本部」において、放射性物質の分析施設や、遠隔操作等の機器・装置開発に必要なモックアップ施設等について、今後の検討の方向性などを取りまとめたところ。
- 具体的な内容については、引き続き、同本部において検討を進めてまいります。
- また、除染等環境回復技術の調査・研究等を行うための拠点として、福島県が福島県環境創造センター（仮称）を整備するための経費を、文部科学省において平成23年度の3次補正予算で措置したところです。
- 現在、福島県において当該センターの設置場所・機能等の構想について検討が進められていますが、国としても福島県と連携・協力の上、一体的に研究開発活動を進めていくことを検討しています。
- 国際的研究機関の設置については、③のとおりです。

⑦ 原子力発電に代わる再生可能エネルギー研究開発拠点の整備・関連産業の集積

【回答】

- 福島県を「再生可能エネルギー先駆けの地」としたいとの県からの要望を踏まえ、平成23年度の3次補正予算において、「浮体式の洋上風

力発電実証研究事業」を盛り込んだところです。

- 3月には、10社によるコンソーシアムを事業主体として採択したところであり、今後世界一の浮体式洋上風力発電所の実現を目指し、福島県沖で本格的な実証を行い、その安全性・信頼性・経済性等を明らかにすべく取り組んでまいりたいと考えています。
- これらの取組を通じて再生可能エネルギー研究開発拠点の整備を促進してまいります。
- また、平成23年度の第3次補正予算において、全国最高の限度額及び補助率である企業立地奨励制度となる「がんばろうふくしま産業復興企業立地支援事業」を盛り込んだところです。
- 再生可能エネルギー機器製作工場は支援の対象になると考えていますが、今後は、公募主体である福島県庁とよく御相談いただくことが支援の実施にあたっては重要です。
- 政府職員が福島県庁に駐在しており、誘致営業や情報提供等により双葉地方への再生可能エネルギー関連企業をはじめとした企業立地の促進に全力で取り組んでまいります。
- また、これまで、都道府県等に設置したグリーンニューディール基金を活用するなどにより、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（福島県は平成23年3月策定）に位置づけられた対策等を推進いただけてきたところです。
- 今般、東北の被災地等を対象に、再生可能エネルギーの導入を促進すべく、平成23年度第3次補正予算において、同基金を拡充しました。福島県については、約170億円の拡充をしています。
- 福島県においても、この財源を活用して、5カ年計画で地域の防災拠

点等への再生可能エネルギーの導入を実施していくこととしています。

⑧ 森林資源を利用したバイオマス発電所及び藻類燃料研究生産基地の設置

【回答】

＜森林資源を活用したバイオマス発電所の設置関係＞

- 木質バイオマスを発電等に有効利用していくことは、林業の活性化や雇用の創出、エネルギーの安定供給等の面から極めて重要な取組と認識しています。
- バイオマス発電事業を行うためには、木質バイオマスの安定的な収集が必要となりますが、森林施業等によりどの程度の量が確保できるのか、周辺の発電計画と競合しないかなどを十分検討するとともに、将来にわたる収支安定の見通し等も踏まえつつ、発電施設に関する計画等を策定する必要があります。
- このような観点から双葉郡においても、林野庁の平成23年度補正予算での調査事業により、バイオマス発電事業の実施可能性の検討を行っているところです。
- なお、木質バイオマス発電施設の整備については、東日本大震災復興交付金のメニューにも位置付けられており、国としても、双葉郡も含め支援していく考えです。

＜藻類燃料研究生産基地の設置関係＞

- 微細藻類は、将来的にバイオ燃料の原料としての活用が期待されておりますが、現時点では、微細藻類の生産性や油分の回収効率等の様々な技術的課題があり、実用化には至っておりません。

- このため、農林水産省では、油分等の有用物質を低コストで回収・利用する技術の研究開発、採算性等を明らかにするための事業化可能性調査などへの支援を行っているところです。

- このような中で、藻類産業の創出には、生産コストが高いなどの課題が浮き彫りになりつつあるところであり、引き続き、各種事業の成果も踏まえ、被災地を含む農山漁村の地域活性化に資するような藻類産業創出の取組への支援を行っていく考えです。

⑨ 国際的な大型娯楽施設の設置

【回答】

- 今後、自治体からの具体的要望等があれば、それも踏まえて、対応の可否について検討いたします。

⑩ その他復興に必要不可欠なもの

2 区域の見直しについて

- ① 区域の見直しを行う前に条件を示すこと。

【回答】

- 新たな避難指示区域については、住民のコミュニティに配慮し、原則、線量に応じて字単位での見直しを行うこととしています。このため、面的に放射線量を測定できる航空機モニタリングの結果を基本として用いることとしています。
- 区域の見直しにあたっては、引き続き、県、町村、住民などの関係者との綿密な協議・調整を行い、関係者の合意が得られた市町村から見直しを実施していきます。
- 区域の見直しに伴う支援等については、除染の推進、賠償、インフラ等の復旧、雇用の確保、地域の産業振興に加え、避難が相当の期間に及ぶ住民に対する生活環境の確保など、さまざまな課題があるところですが、これらについて復興庁を中心に関係各府省で体制を整えているところであり、今後、福島県や関係市町村とも協議を進めてまいります。

- ② 不在にしている自宅周辺の環境保全体制（盗難防止や火災予防等）の確立

【回答】

<盗難防止関係>

- 帰還するまでの間の防犯対策については、引き続き、関係自治体と緊

密に連携し、自治体による自主的な取組（バリケードの設置、住民による防犯パトロール活動等）と有機的に連携を図りつつ、不可欠である住民の理解と協力を得て、

- ・ 特別警ら隊、特別派遣部隊等によるパトロール活動
- ・ 特別機動捜査派遣部隊等による初動捜査活動
- ・ 防犯カメラ等の運用

等といった施策を実施し、住民の安全・安心の確保を図ってまいります。

<火災予防関係>

- 双葉消防本部においては、区域の見直し後も、引き続き巡回を実施しています。
- また、消防庁の交付金を活用し、火災の早期発見のため監視カメラの設置工事を実施したところであり、4月1日から運用しています。
- 今後とも双葉消防本部等関係機関と連携しながら必要な対策を支援してまいります。

③ 帰宅できる、できないに係わらず避難先での住民生活の確保

【回答】

- 避難先における生活支援については、これまでも、
 - ・ 避難所や応急仮設住宅（民間賃貸住宅を借り上げる「みなし仮設」を含む。）の供与、
 - ・ 雇用創出基金を活用した雇用の創出、求職者各人に応じたきめ細かな職業相談や職業訓練の実施、
 - ・ 福島県内外の避難者（約4万2千世帯）に対する、国、県、市町村等の広報紙等の郵送等による情報提供、等の支援を行ってきました。

- また、福島復興再生特別措置法に基づき、公営住宅については、避難指示区域からの避難者について、住宅が災害により滅失したものとみなして、公営住宅に係る国の補助の特例を適用するとともに、入居資格についても収入要件を適用しないこととする等の特例措置を設けています。

- 今後、警戒区域等の見直しに伴い、一部地域においては、長期間、帰還が困難になることが予想されますが、福島県や関係市町村と協議しながら、コミュニティの維持にも配慮しつつ、住居の提供や雇用の確保、必要な情報提供などの生活環境の整備に向けた支援を進めてまいります。

3 雇用の確保

これまで、福島第1・第2原子力発電所や関連の仕事についていた方々が当分の間就労することはできない状況にある。その受け皿となる雇用をどのように確保していくか。

【回答】

- 双葉郡地方には原子力発電所や関連の仕事に従事されていた方が多く、それらの方々の働く場の確保を図ることが、非常に重要な課題の1つであると認識しています。
- これまでも、雇用創出基金事業を活用し、避難している方々を自治体が直接雇用して、地域ニーズを踏まえた雇用の場の創出を図ってきました。
- 今後、帰宅できる地域の方々の働く場を、本格的に創出するため、「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ3により、
 - ① 地域の強みを活かした地域産業・経済の復興を進めるとともに、
 - ② こうした産業支援策と一体となった雇用面での支援を行う「事業復興型雇用創出事業」や
 - ③ 高齢者から若者への技能伝承、女性・障害者の活用などといった雇用モデルの創造のための「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業」の推進を図ってまいります。
- また、産業政策や復旧・復興事業で生じる求人をハローワークで開拓・確保し、必要な求職者には個別対応、職業訓練を行うなど、きめ細かな就職支援を実施してまいります。
- さらに、産業振興については福島県からの要望も踏まえながら企業立地を全力で推進すべく

- ① 全国最大の限度額及び補助率である立地奨励金
 - ② 世界最大級の浮体式洋上風力発電の事業化を目指した実証事業等を通じた再生可能エネルギー産業の活性化
 - ③ 世界をリードする医療機器等の製造・開発拠点整備等の予算措置をしており、このような施策を着実に実施してまいります。
- また、原発事故避難者の帰還支援に向けて除染やインフラの復旧とともに、雇用確保、産業振興についても厚生労働省、復興庁、経産省などの関係局長による検討を開始しています。
- これらの対策により雇用の場の確保に向け全力を尽くしてまいります。
- 被災された農林漁業者が本格的に経営再開されるまでの雇用の確保については、
- ① 除染後の経営再開に向けた復旧作業を共同で行う農業者に対する支援、漁場のがれき撤去等を共同で行う漁業者に対する支援
 - ② 基金方式を活用した漁業者・養殖業者の経営の再建に必要な経費の助成
 - ③ 周辺地域の農業法人等が被災者を雇用する場合の支援
 - ④ 被災農家等に対する、雇用等に関する受入情報の提供等を推進します。

4 インフラの整備

① 常磐線の早期整備

【回答】

- JR常磐線のうち相馬^{そうま}～亘理^{わたり}間については、地方自治体やJR等が参加する復興調整会議を設置して、関係者間の調整を支援しており、これによって、ルート移設等により鉄道工事着手から3年程度での運転再開見込みとなっております。
- また警戒区域内の広野^{ひろの}～原ノ町^{はらのまち}間については、JRが調査を実施しつつ、具体的な復旧方針を策定中であり、今後、復旧に向けた作業を進めていくと承知しています。
- 今後も、早期復旧に向けて全力で支援して参ります。

② 常磐道・主要国道及び県道の放射線遮蔽化による早期整備

【回答】

- 警戒区域内の常磐自動車道については、関係省庁による合同チームにおいて放射線対策を検討しており、年間20ミリシーベルト未満の区域では、東日本高速道路株式会社が平成24年3月に工事に着手し、年間20ミリシーベルト以上の区域では、環境省が実施する除染モデル事業の結果を踏まえ工事を進めることとしています。
- 国道6号を一般の通行が可能とするためには、放射能の除染等が必要ですが、昨年12月26日に原子力災害対策本部が決定した「ステップ

2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」を基に、環境省が策定する特別地域内除染実施計画及び除染の実施の結果等を踏まえて、対応を検討してまいります。

- 福島県が行う国道及び県道の整備にあたっては、社会資本整備総合交付金等をご活用いただきながら、事業を推進していただきたいと考えております。

③ 汚泥再生処理施設及び汚泥リサイクルセンターの稼働もしくは代替施設の整備

【回答】

- 現在、ごみ処理、し尿処理機能の整備にむけて既存施設の活用・復旧を基本とし、双葉地方広域市町村圏組合と対応を検討しているところです。
- 具体的には南部衛生センター（檜葉町）の稼働時間の延長、設備の改修の検討をしています。また、汚泥再生処理センター（富岡町）については国による先行除染を実施中です。
- 今後も双葉地方広域市町村圏組合と連携の上、国として支援してまいります。
- 双葉地方の下水道については、広野町において広野浄化センターの本復旧に向けた工事が進められており、また檜葉町においても北地区浄化センター、南地区浄化センターの復旧に向けた調査が進められていると承知しています。
- 今後、各町の下水道復旧の進捗等に応じて、下水汚泥の発生量が順次

増加していくものと考えています。

- 「汚泥リサイクルセンター」の復旧のあり方については、今後、下水汚泥の発生量の増加等に応じて、環境省や県と連携しつつ、事業主体である同組合や関係町とともに検討していく所存です。

5 除染の完全実施、財源の確保

現在、復旧計画、除染計画に基づいて除染作業を進めているが、双葉郡内は、山林が半分を占めているため、住民の追加被ばくを低くするためにも断続的に除染とその財源の確保。

【回答】

- 国が直轄で除染を実施する区域については、除染ロードマップ（1月26日公表）を定め、除染の進め方等に関する基本的な考え方を示したところであり、現在、そのロードマップを踏まえた個別市町村ごとの除染実施計画を策定すべく、関係自治体等と協議・調整を進めているところです。できるだけ早く、各地域の具体的な除染実施計画を策定していきたいと考えています。
- 除染費用については、復旧・復興予備費、第三次補正予算により、既に約4640億円を確保。平成24年度予算案に盛り込んだ約4500億円を含め、今後とも必要な予算を確保したいと考えております。
- 体制についても、1月には福島県に福島環境再生事務所を開設し、4月には本省等も含め500人規模の体制を確立し、市町村ごとに丁寧に対応してまいります。
- なお、木質バイオマス発電に関しては、一部の市町村から復興交付金の申請がされており、今後、国としても実施可能性を検討していくこととしたい。仮に、バイオマス発電施設が設置された場合には、除染により発生した落枝や落葉といった廃棄物（木質バイオマス）について、当該施設での燃料としての使用につき、検討してまいりたい。

6 原子力発電所事故の損害の完全賠償

現在、一部の財物補償がはじまっているが、その他の財物に関する損害賠償基準が明確ではない。精神的損害など今後の長期的な損害への対応が必要。また、区域見直しに伴う差別のないようにすべき。

【回答】

<財物に関する賠償基準について>

- 原子力損害賠償紛争審査会が、昨年8月5日に策定した中間指針において、財物価値の喪失又は減少等の損害について、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な追加費用（修理、除染費用等）は賠償すべき損害と認められると明記されています。

- さらに、昨年12月に原子力災害対策本部が決定した、避難指示区域等の見直しの考え方を踏まえ、同審査会が3月16日に決定した中間指針第二次追補では、不動産の価値の喪失又は減少等について、
 - ・ 帰宅困難区域の不動産は、価値減少率を100%（全損）と推認すること
 - ・ 「居住制限区域」及び「避難指示解除準備区域」の不動産は、避難指示解除までの帰還等を考慮して価値減少分を推認すること等が、明記されているところです。

- 現在、賠償の円滑化を図るために設置された、経済産業省、文部科学省、原子力損害賠償支援機構、東京電力を構成員とする「原子力損害賠償円滑化会議」において、指針を踏まえた財物の賠償方針の検討を行っており、東京電力は4月中に財物に係る賠償の方針を公表すると承知しています。被害の実態を踏まえた賠償が適切に行われるよう、国としても万全を期してまいります。

<精神的損害など今後の長期的な損害への対応について>

- 中間指針第二次追補において、避難費用及び精神的損害の賠償の対

象となる損害額の目安として、

- ①避難解除準備区域 月額1人10万円
- ②居住制限区域 月額1人10万円
(2年分一括で240万円も可)
- ③帰還困難区域 一括して1人600万円
(避難の長期化等個別具体的事情により
これを上回る額が認められ得る)

としており、区域見直しに伴う差が出ないように配慮しています。

- 今後の長期的な損害への対応についても、被害の実態を踏まえた賠償が適切に行われるよう、国としても原子力損害賠償円滑化会議等を通じて、万全を期してまいります。

7 行政事務の増大に伴うマンパワー不足と経費増大に伴う財源の確保
現在、双葉地方町村は、県内外へ避難した住民への対応等で行政経費が増大している。これまでにない住民ニーズに答えていくためには人員不足である。こうした状況を改善していくためにもさらなる人員の追加が必要。また、中長期的な財源の確保策が必要である。

【回答】

- 被災地の本格的な復旧・復興を進めていくにあたり、被災自治体におけるマンパワーの確保は必要不可欠と認識しています。
- 総務省においても、全国市長会・全国町村会の協力を得て、24年度における被災市町村への職員派遣の支援を行っているところですが、現時点においては、全国の市区町村からの派遣申出数が、被災市町村からの要望数に届いていないことから、引き続き、更なる職員の派遣への協力を依頼しているところです。
- さらに、任期付職員の採用等、職員確保の手法についての助言を行うなどの対応もあわせて行っています。
- 引き続き、被災自治体のニーズを踏まえ、きめ細やかに対応することとしており、必要な支援を行えるよう努めてまいります。
- また、こうした職員確保に際し被災自治体において必要となる経費については、その全額を震災復興特別交付税により措置することとしています。
- こうした措置については、被災自治体の実情を十分にお伺いしながら、集中復興期間（平成23年度～平成27年度）における継続的な実施を検討してまいりたいと考えています。